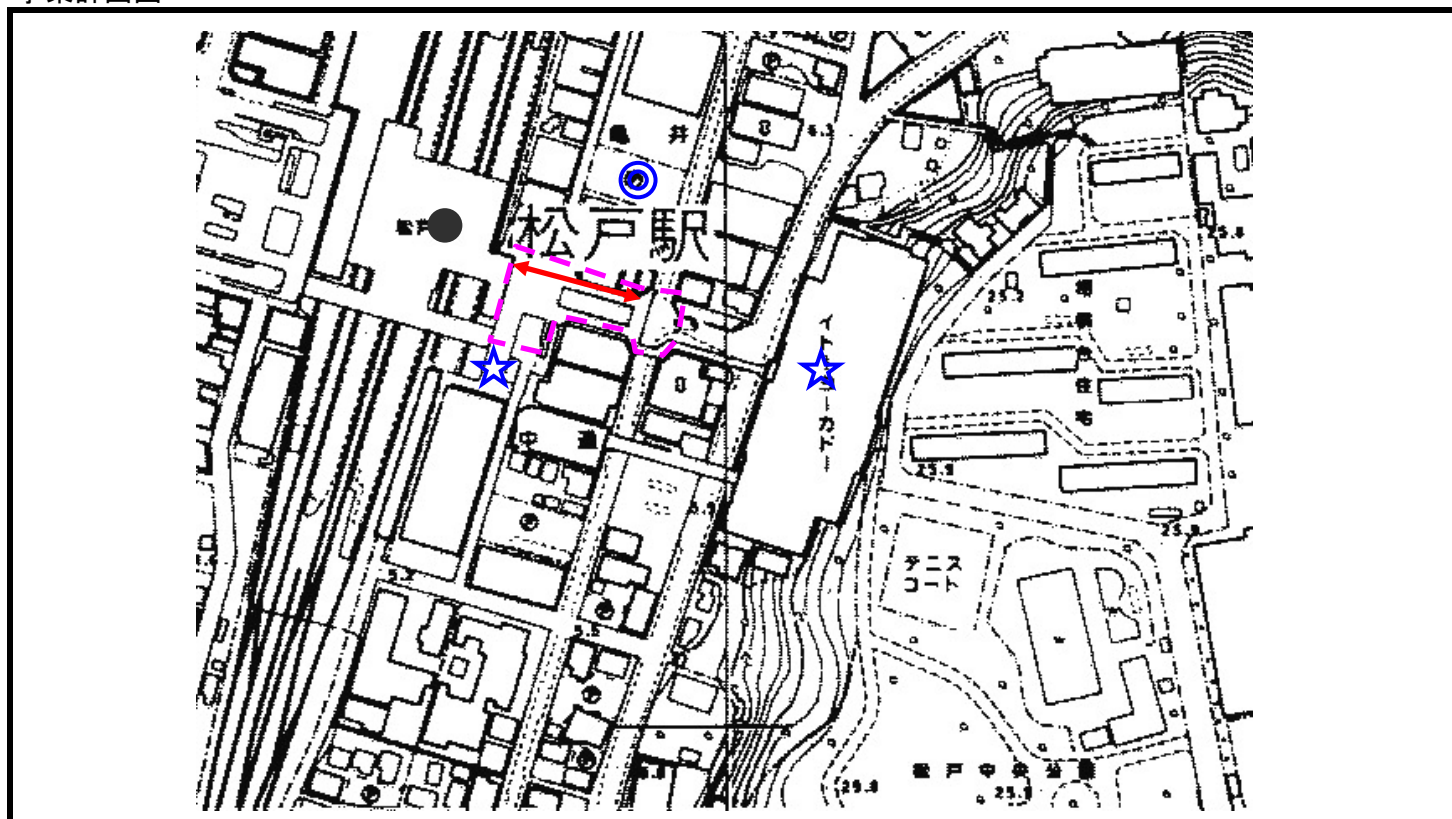


路線名	: 主要幹線1級市道28号線		
事業区間	: (始点)松戸駅東口~(終点)松戸駅東口		
区間延長	: L=42m		
事業の整備方針	デッキの基礎である柱が歩道に設置、建物の出入り口などとの調整が必要なことから、歩道の高さを改修することは困難。したがって、この区間の歩車道境界は、マウントアップの現状とし、切り下げ部や巻き込み部の勾配を緩和させる。		
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定	
		着手	完了
巻込部の段差	1箇所	平成20年度	平成20年度
勾配の改良	1箇所	平成20年度	平成20年度
視覚障害者用ブロックの設置	63m (18.9m ²)*	平成20年度	平成20年度
歩道舗装	192m ²	平成20年度	平成20年度
地先境界ブロック	34m	平成20年度	平成20年度
歩車道境界ブロック	39m	平成20年度	平成20年度
	*延長は、視覚障害者用ブロック1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値		
事業実施に際し配慮すべき重要事項	歩道のすり付け等について、商店会との協議が必要。		

事業計画図



凡例

特定経路		公共施設		商業施設	
準特定経路		福祉施設		医療施設	
特定旅客施設		文教施設		対象とする歩道	

※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。